

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	社会福祉法人恩賜財団済生会  支部大阪府済生会	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成25年2月1日
			事務局 平成24年11月29日から 平成24年11月30日まで

**委員意見**

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会（以下「済生会」という。）が運営する泉南医療福祉センター（新泉南病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設。以下「センター」という。）については、府と済生会との間で締結された協定書及び覚書に基づき、府は設立当初の整備費用の負担（約51億円）、土地の無償貸付（約17,000平方メートル）及び貸付金（約10億円）の無利息での貸付を行ってきた。

また、協定書及び覚書には、整備後の建物改修や機器等の更新時の費用負担等、将来にわたる府の負担が規定されている。これについては、府はこれまで費用負担したことはない。

しかしながら、センターの設置以来10年が経過し、府及び済生会を取り巻く環境や協定書及び覚書が交わされた前提は変化してきている。

府では、大阪府財政運営基本条例の施行を受けて単年度貸付の見直しや、普通財産の貸付に係る減免基準の厳格化が図られている。また、府の財政状況が依然として厳しい中、センターにおいては、3施設一体運営の結果、黒字経営を達成している。これらを踏まえ、当該協定書及び覚書について、改めて協議すべき時期に来ているといえる。

よって、済生会へは多額の公金及び府の財産が投じられていることに鑑み、以下の4点について、済生会は府と十分に協議し、今後の対応について検討されたい。

- 1 府からの単年度貸付の解消
- 2 協定書及び覚書に明記されている将来にわたる府の負担の是非
- 3 既に済生会が負担した機器更新費用等
- 4 使用貸借している土地の賃料負担の必要性

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

(1) 公的病院緊急対策資金貸付について

ア 現状

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会（以下「済生会」という。）は、府から公的病院緊急対策資金貸付998百万円の財政的援助を受けている。これは、済生会が泉南医療福祉センター（以下「センター」という。）を運営するに当たり、平成12年9月26日に府と済生会との間で取り交わした「泉南福祉医療保健ゾーンにおける病院、老人保健施設及び特別養護老人ホームの整備運営等に関する協定書」（以下「協定書」という。）及び「覚書」に基づき、毎年度4月1日から翌年3月末までの1年間の契約期間で無利息の借入である。

当該借入については、年度末日に一旦全額を府に対して返済し、翌年度初日に再度貸付を受けているものであり、平成14年度より現在に至るまで長期間にわたって継続している。

協定書第8条には「旧病院の累積欠損金の処理は、センターの運営と切り離して処理する」旨が、また、覚書の3には「旧泉南病院の累積欠損金については、府が責任をもって解消する」旨が規定されている。

イ 大阪府財政運営基本条例

平成24年2月に「府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、府民の受益と負担との均衡を図り、財政リスクを管理する」ことを基本理念とした「大阪府財政運営基本条例」が施行された。

同条例第6条において「反復継続した単年度貸付の禁止」が明記され、その経過措置として、附則において「平成27年度までの間は、同条の規定は、適用しない」と規定されている。これについて、府は、経過措置期間が終了する平成27年度までに単年度貸付金の解消を図るため、済生会との協議を進めている。

(2) 府の将来負担について

覚書には、センター施設の整備に関する工事費、機器等整備費などの整備費用及び整備後の建物改修、機器等の更新時の費用を府が負担することが明記されているが、府はこれまで一切、費用負担したことはない。

済生会では、今後、建物等改修費として約3千万円、備品整備費として約4.6億円が必要と試算しており、既に執行済みの費用との合計6.3億円が府において負担すべき額と試算している。これについて、府、泉南市及び済生会で構成される「三者会議」の場で府に対して要求している。

(3) 土地の使用貸借について

済生会は、府からセンター用地の13,000.00平方メートルと隣接する駐車場用地3,942.56平方メートルの計16,942.56平方メートル（平成23年度末台帳価格：1,404,311,170円）について、協定書第9条の規定により、無償で借り受けている。

なお、府の平成20年度の包括外部監査において、土地の無償貸付に関して、「今後は、他事業者との公平性の見地から介護保険施設として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である。」、「当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援（補助金等）を行うことへ向けた検討が望まれる。」との意見が付されている。

また、府では、使用料及び貸付料の減免について、平成18年2月に「減免措置の必要性及び妥当性を点検し、取扱いの適正化を図るべき」との総務部長通知が、また、平成23年3月には「相手方を問わず有償を原則とする」との同通知が出されており、より一層の減免基準の厳格化が図られているところである。

(4) 府に対する監査における問題意識

平成24年7月27日に実施した府福祉部に対する委員監査において、上記の公的病院緊急対策資金貸付及び泉南医療福祉センターに係る整備、運営に関する定めに関して、「財政再建プログラム（案）による補助対象団体との関係の見直しをはじめ、包括外部監査における指摘や貸付料の減免基準の厳格化など、済生会に対する府の財政的支援等について見直しを検討する機会があったにもかかわらず、これまで抜本的な見直しが図られてこなかった。」と指摘し、府のOBが済生会役員に就任している点にも触れ、次の監査委員意見を表明している。

済生会に対する府の費用負担の範囲を明確にし、以下の措置を講じられたい。

- 1 納税者である府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、現状について府民の理解を得られるかを強く念頭に置いて協議に臨み、済生会に対する府の財政的支援等について早急に見直しを図られたい。
- 2 将来にわたる府の負担が規定されている協定書及び覚書については、是正されるべきであり、「将来の世代に負担を先送りしないことを基本とする」との同条例の趣旨を踏まえ、見直しを検討されたい。
- 3 センターの収支状況は、開設時の平成14年度から平成23年度まで、黒字を計上している。その黒字である法人に対して、土地の無償貸付や無利息での貸付を行うことについては、協定書及び覚書に規定されているとはいえ、その必要性を問われかねない。

よって、府が済生会に対する費用負担の必要性について、府民に対して説明責任を果たすことができるよう、自ら検証することが望まれる。

(5) 泉南医療福祉センターの財務状況等

過去5年間のセンター内の各施設の収支の推移は以下のとおりである。病院は継続して赤字であるものの、済生会の経営努力もあり、他の2施設は黒字を計上している。

【新泉南病院】

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当期損失	25,491	18,010	51,338	25,676	10,789

【介護老人保健施設】

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当期利益	22,586	35,488	59,695	37,827	28,033

【特別養護老人ホーム】

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当期活動収支差額	31,420	57,616	87,699	95,574	105,111

また、平成23年度末時点の各施設の純資産は新泉南病院が630百万円（うち利益剰余金△292百万円）、介護老人施設1,124百万円（同466百万円）、特別養護老人ホーム1,764百万円（同646百万円）となっており、病院は毎年度の赤字計上により純資産が減少しているのに対し、他の2施設では着実な運営となっている。

なお、協定書の第1条では「府は済生会に対し、府が整備運営するのと同等の負担と責任を負うことを基本とする。」とし、覚書の2では「泉南ゾーン3施設の経営について欠損が生じた場合は、府が責任をもって対処する。」と規定している一方で、協定書の第6条では「各施設ごとの収支に余剰が生じたときは、その一部を他の施設の欠損に充当することについて、府と済生会が協議するものとする。」と規定している。

2 課題

協定書及び覚書には、これらに定めのない事項又はこれらに関する疑義については、府と済生会の協議の上、これを定めるものとするとの条項があり、双方における事情の変化への柔軟な対応が可能であると解される。

旧病院の廃止及びセンターの設置以来10年が経過し、府及び済生会を取り巻く環境や協定書及び覚書が交わされた前提は、下記のとおり変化してきている。

ア 1(5)に記載のとおり、センター全体として黒字を達成している。

イ 平成25年2月に策定された「府の財政状況に関する中長期試算（粗い試算）」によると、「依然として平成26・27年度は多額の単年度不足額が見込まれる。」とされ、府の財政状況は厳しい状況にある。

ウ 府では、大阪府財政運営基本条例の施行を受けて単年度貸付の見直しや、普通財産の貸付に係る減免基準の厳格化が図られている。

府の財政状況が依然として厳しい中、センターにおいては、3施設一体運営の結果、黒字経営を達成している。これらを踏まえ、当該協定書及び覚書について、改めて協議すべき時期に来ているといえる。

よって、済生会へは多額の公金及び府の財産が投じられていることに鑑み、以下の4点について、済生会は府と十分に協議し、今後の対応について検討されたい。

- (1) 府からの単年度貸付の解消
- (2) 協定書及び覚書に明記されている将来にわたる府の負担の是非
- (3) 既に済生会が負担した機器更新費用等
- (4) 使用貸借している土地の賃料負担の必要性